

監査報告書

平成 30 年 5 月 21 日

学校法人 武蔵野美術大学
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 武蔵野美術大学

監事 小川昭夫 
監事 幸島祥夫 

私たち学校法人武蔵野美術大学の監事は、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人武蔵野美術大学寄附行為第 10 条第 2 項に基づき、学校法人武蔵野美術大学の平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況について監査を行ないました。

その結果について、次のとおり報告します。

1. 監査方法

理事会及び評議員会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、会計帳簿及び決裁書類を閲覧するなど、必要と認めた監査手続を実施しました。

2. 監査結果

学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記録金額と合致し、学校法人の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

また、学校法人の業務及び財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以上